

令和元年 第10回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和元年5月28日(火)
開会 午後5時30分 閉会 午後7時
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第5会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 服部 智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷 勝行
- 5 書 記 教育総務課主幹 溝口容子
- 6 議 事
 - (1) 議案第41号 京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について
 - (2) 議案第42号 京丹後市公民館条例の一部改正について
 - (3) 議案第43号 京丹後市いさなご工房条例の一部改正について
 - (4) 議案第44号 京丹後市マスターズビレッジ条例の一部改正について
 - (5) 議案第45号 京丹後市社会体育施設条例の一部改正について
 - (6) 議案第46号 京丹後市アグリセンター大宮条例の一部改正について
 - (7) 議案第47号 京丹後市峰山林業総合センター条例の一部改正について
 - (8) 議案第48号 京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例の一部改正について
 - (9) 議案第49号 京丹後市立資料館条例の一部改正について
 - (10) 議案第50号 京丹後市スポーツのまちづくり推進本部設置規程の一部改正について
 - (11) 報告第6号 京丹後市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 7 その他
＜教育総務課＞
7月定例会の日程変更について
- 8 会議録 別添のとおり(全24頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和元年7月4日

教 育 長 吉 岡 喜代和

署 名 委 員 久 下 多賀子

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課課長 引野雅文

文化財保護課長 新谷勝行

〔書 記〕 教育総務課主幹 溝口容子

<吉岡教育長>

こんにちは。ただ今から「令和元年第10回京丹後市教育委員会臨時会」を開催致します。

今日テレビでニュースを見ていますと、川崎市でスクールバスを待っていた児童や大人が殺傷されるという痛ましい事件が報道されておりました。お亡くなられた方もおられると聞いています。お悔やみを申し上げます。

まだ詳細等は分かりませんが、多くの子どもたちを預かっている教育委員会においても、改めて気を引き締める必要があると感じていますし、学校には安全確認について改めて指示をしたいというふうに考えているところです。

市では、この間、第3次京丹後市行財政改革大綱に基づき受益者負担の適正化を図るため公共施設の使用料等の見直しを検討してきておりました。見直しの内容は、施設の維持管理に要する経費を算定し、施設を利用する方の負担割合を定めて、使用料を設定するとともに、消費税を適正に転嫁するため、外税方式に改正するものです。

なお、使用料はそれぞれの施設ごとに設置条例が制定されていますが、公共的利用などの際の減額や減免等は、条例では具体的な内容については規定せず、それぞれの施行規則で定めることとしているため、今委員会では、条例の審議をお願いするものです。

本日は、「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」をはじめ使用料を改正する9議案と、その他の2議案を併せ、11議案の審議を予定し

ています。

なお、使用料の改正議案については、6月議会に提案予定であることを申し添えます。

どうぞよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名を致します。

久下委員を指名しますのでお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

初めに、議案第41号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」から、議案第49号「京丹後市立資料館条例の一部改正について」までの9議案を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第41号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」から、議案第49号「京丹後市立資料館条例の一部改正について」までの9議案について、一括してご説明申し上げます。

この9議案については、市全体で取り組む「公共施設の使用料・手数料の見直し」に係るものです。資料の説明に入る前に、若干、経過について説明をさせていただきます。

本市における使用料等の設定金額に関しては、その多くが新市合併協議の中で、旧6町の使用料の金額を参考に設定され、一部を除き、そのまま現在まで引き継がれているものが多い状況にあります。

施設の現状としましては、旧町から引き継ぎ、市制施行後15年を経過する中で老朽化等により、多額の維持管理費用が増加する傾向にあります。

また、第3次京丹後市行財政改革大綱におきましては、適正な受益者負担及び減免の運用方法の見直しに取り組むとしており、本年10月からは、消費税の引き上げも予定されているところであります。

このような中で、使用料等の見直しに係る方針を策定し、各施設の維持管理に要する経費の算出、利用者負担の適正化を検討し、消費税を適正に転嫁するため、原則として、外税方式によるものとしております。

まず、資料1「使用料・手数料の見直しについて」からご覧いただきたいと思えます。こちらについては、今回の使用料の見直しに係る方針をまとめたものとなっております。

1 ページでは、施設の公共性、必需性等の性質を考慮しながら、施設毎に利用者負担割合、「施設の維持管理経費のうち、何%を利用者が負担すべきか」という割合を整理したものです。2 ページにあるとおり、教育委員会が所管するスポーツ施設、公民館等の貸館施設、文化館や資料館は利用者負担割合50%ということで整理をしています。

なお、今回の使用料の見直しでの留意点として、この算定で使用料を設定しますと、現在の使用料に比べて急激な上昇となることから、現在の使用料の1.5倍までの範囲での見直しを原則としているところです。

3 ページをご覧ください。施設の利用に際し、利用者の利便性向上を図ることなどから、これまで統一されていなかった「利用時間区分」の統一を図ることとしています。この表にありますように、午前・午後・夜間の時間区分が、施設によってばらばらでしたが、今回施設の種類ごとに統一を図ることにしています。

4 ページをご覧ください。(1) 使用料特別割合ということで、まず、市民以外の方の利用は、原則として市民利用の2倍の使用料としています。また、(2) 営利目的の利用が見込まれる施設、営利目的の利用許可が可能と見込まれる施設については、営利目的利用の検討を行い、その場合、市民利用の3倍の使用料としています。

5 ページ、6 ページは、使用料の改定率等をまとめています。施設区分ごとに整理をしまして、5 ページ社会体育施設ですと、先ほど申し上げた利用者負担割合は50%ということですが、今回の見直しについては概ね、右端にありますように改定率で110%から138%の範囲で見直しを考えているということです。6 ページになりますが、公民館、生涯学習施設といった所では、これも税込で110%から138%の範囲での見直し。文化館、資料館については、100から110%、いずれも税込ですがそういった範囲での改定を考えているということです。

7 ページをご覧ください。減免基準の統一についてです。減免基準については、これまで施設によって様々な状況にあり、非常に多くの団体を減免、免除としていました。今回、利用者負担の公平性等を確保するうえでも、減額、免除は必要最小限のものであることを考慮して、各施設間での統一も図ることとしています。

なお、減免に関する規定は条例ではなくて、「条例施行規則」で定められているため、

今回の条例改正の中では、減免に関する具体的な内容は含まれていませんが、現時点での考え方はここに示しているとおりであります。

7ページの表にあるとおり、まず、免除、100%減額となるのは、市や学校関係、中学生以下で構成される団体、これは少年少女スポーツ教室などが該当します。あと、自治会や地区公民館などに限定します。

また、社会教育関係団体、例えば文化協会や体育協会、その加盟団体、婦人会などが、市の政策にそった活動で利用する時は、75%の減額としており、これまで免除の場合が多かった文化協会加盟団体など、多くの団体に今後は使用料を負担していただくということを考えています。そこで、減額割合ということで75%、すなわち4分の1の負担ということで、一度に急激に負担が増えることがないように、そういった措置も考えて、75%減額というのを今のところ考えているということです。

最後に、10ページですが、(2) 条例改正の施行日は、「施行規則で定める日」としておりますが、基本的には、消費税の引き上げが予定されている令和元年10月1日からの施行を想定しているところです。

なお、これらの使用料見直しの考え方、案については、昨年11月から市体育協会、市文化協会、市PTA協議会、市公民館連絡協議会など、関係団体への説明を行い、意見をお聞きするとともに、理解を求めてきたところです。

続きまして議案の方の説明をさせていただきたいと思えます。

まず、議案第41号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」です。新旧対照表をご覧ください。

第8条は、使用料を、これまでは内税方式だったものを、外税方式に変更する内容となっています。したがって、このあと別表というのが出てくるのですが、表の中の料金については、これまでは税込だったのですが、これからはこの表に規定されている料金に税を加算することになるということです。

第9条は、減免規定に関する文言の統一を図るために変更しているとうことですし、第10条は、使用料の不還付について規定してしまして、原則還付は行わないが、教育委員会が許可を取り消したとき、市長が特に理由があると認めたとき、例えば天候など利用者の責めに帰することができない理由に限り還付することができるものとします。なお、これまで、利用日の3日前までなら、利用者の都合でも還付していたということがあったのですが、そういった取り扱いについては今回から廃止することとします。

2ページ、別表をご覧ください。こちらに具体的な使用料を示していますが、学校施設の場合は、例えば、屋内運動場でしたら現行の800円から税別で半日1,000円、税込ですと1,100円ということになり、税込で38%の増額となります。テニ

スコートは、大宮中学校だけは専用のテニスコートであり、社会体育施設のテニスコートと同レベルも設備であるため、それに合わせ、今回税別で270円という設定をしています。夜間照明がないので夜間はなしということになります。

次に、議案第42号「京丹後市公民館条例の一部改正について」です。新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条で、位置の変更を行っています。丹後地域公民館は、条例上の地番が誤りだったことが判明し、今回改めるものです。久美浜地域公民館は、今年の7月末から久美浜庁舎内へ移転が予定されているため、今回久美浜庁舎の所在地に変更するものです。

第12条、13条は、議案第41条でご説明申し上げた内容と同じですので省略させていただきます。

2ページの別表をご覧ください。これまでは峰山、丹後、弥栄の3つの公民館に分かれていた表を、今回、一つの表にまとめております。使用料の額については、時間区分の変更により多少の差はありますが、概ね、税込で10%の増額としています。表を見ていただき、金額が変わっていないものについては10%の増額というふうにご理解いただけたらと思います。

なお、3ページの備考3項ですが、「2時間未満の利用の場合は、この表の額を基準として、教育委員会規則で定める額とする」としており、具体的には、2時間未満の利用の場合は、表の額の半額にする予定にしています。会議等で2時間未満の利用というのも結構あるということで、そういった短時間の利用者に配慮するというのでそういった規定を考えているということです。

公民館条例については以上です。

次に、議案第43号「京丹後市いさなご工房条例の一部改正について」です。新旧対照表をご覧ください。

第10条、11条は、さきほどと同様です。

その下の別表をご覧くださいと思います。まず利用時間区分等を修正し、明確な表記に改めていますし、使用料については税込で10%の増額としています。

なお、体験料等の「実費相当額」というのが現行にはありますが、「実費相当額」というのは使用料として条例に定めることがなじまないということで、削除しています。

また、団体割引というのも現行にはありますが、これは減免などと同様で、施行規則で別途定めていくこととし、今回削除しております。

別表の備考の2項、1ページの最後の行から2ページにかけてですが、この施設では、営利目的の利用を許可することとし、営利利用は3倍の額に相当する額と規定し

ています。

いさなご工房条例については以上です。

次に、議案第44号「京丹後市マスターズビレッジ条例の一部改正について」です。新旧対照表をご覧ください。

第10条、11条は、これまでと同様です。

別表ですが、1ページの大宮ふれあい工房の使用料、2ページの設備備品使用料ということで、展示備品がこの施設にはありまして、その使用料です。見ていただいたら左右数字は変わっていません。3ページのふれあいスポーツ広場の使用料ということですが、いずれも税込で10%の増額としています。

マスターズビレッジ条例については以上です。

次に、議案第45号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」です。新旧対照表をご覧ください。

第9条、10条、11条は先ほどまでと同様です。

別表2ページをご覧ください。これまでは施設ごとだった別表を、一つの表の中で、区分ごとに整理し直しています。現行との比較が見にくいですが、改正案の上から順に説明致します。

網野体育センターの武道館、柔道室・剣道室については、税込で10%の増額、体育館は、規模によって額が異なり税込で32%から38%の増額にしています。例えば、最初のグループ、大宮社会体育館から弥栄総合運動公園の体育館につきましては、1,000円から税別1,200円という改定内容になっています。その下のグループ、五箇体育館から佐濃体育館、これらは学校跡の体育館ですが、従来800円だったものが今回税別で1,000円という改定になっています。さらに2ページ目の一番下の大宮第三から3ページ目の湊体育館までにつきましては、小規模な体育館ということで、400円から500円という改定になっています。

グラウンドも、規模によって額が異なりますが、税込で10%から38%の増額です。最初の豊栄山村広場・弥栄総合運動公園のグラウンドについては、800円から税別1,000円という値上げになっていますし、大宮自然運動公園は、これまで1面1,500円だったのが、今回Aコート、Bコートと分けまして、それぞれ750円ということで、実質は同額ですので110%ということです。久美浜も110%です。

4ページの下です。テニスコートは、税込で21%から45%の増額としています。大宮自然運動公園と久美浜中央運動公園のテニスコートは400円から税別で500円、網野体育センターのテニスコートは200円から税別270円ということです。テニスコートでも設備の内容によって金額に差を設けているということです。

次に5ページです。屋根付きゲートボール場は、昼と夜とで照明を使うか使わないかで経費が変わるということで、料金も差が出ていますが、網野グラウンドのゲートボール場については昼・夜が同額だったということで、今回夜間の分を増額している関係で、ここは83%の増額ということで、原則の150%というところを若干超えるのですが、これはやむを得ないかなと考えています。他は金額が変わらないということで、10%の増額です。

最後に多目的広場というのが弥栄総合運動公園にありまして、これは200円から270円ということで、税込で45%の増額としています。

この社会体育施設につきましては、営利利用は想定していないということです。社会体育施設条例については以上です。

続きまして、議案第46号の「京丹後市アグリセンター大宮条例の一部改正について」です。新旧対照表をご覧ください。

第10条、11条は、これまでと同様です。

別表ですが、利用時間区分を、他の施設と合わせる形に変更し、額としては、税込で10%から32%の間の増額としています。アグリセンターの場合は、これまで午前・午後・夜間が同じ料金だったのですが、公民館などで夜間は経費も割増しになるということで、従来から使用料が割高になっていますので、今回、夜間の料金だけ少し増額の幅が大きくなっているということです。また、現行では、午前から夜間までや、午後か夜間までというふうに通しで利用した場合は割安になるという料金の規定となっていました。他の施設と統一するというので、このような通しでの料金設定は削除しています。

3ページですが、別表の備考の3項です。この施設では、営利目的の利用を許可することとし、営利利用は3倍の額と規定しています。

また、備考の5項では、公民館と同様、2時間未満の利用の場合は、表の額の半額にする予定としております。

以上がアグリセンター大宮条例です。

次に、議案第47号「京丹後市峰山林業総合センター条例の一部改正について」です。新旧対照表をご覧ください。

第10条、11条は、これまでと同様です。

別表ですが、使用料は、税込で10%から17%の増額としています。数字が変わっていますのは2ページの大会議室です。小会議室、中会議室と面積を比較して検討しまして、少し増額しています。

また、別表の備考の2項のとおり、この施設でも、営利目的の利用を許可すること

とし、営利利用は3倍の額と規定しています。

峰山林業総合センター条例については以上です。

<横島教育次長>

議案第48号からは文化財保護課関係の条例になりますので、私の方から説明をさせていただきます。見直しの趣旨等については、先ほどの生涯学習課の条例と同じです。あと、同じように条例を並べた時に、文言の整理という形で、これを機に訂正をかけた部分もありますので、併せて説明させていただきたいと思います。

議案第48号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例の一部改正について」説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第2条（名称及び位置）の「次に掲げる」となっていますところを、他の条例に合わせて「次の」という形で整理をしています。

第7条の（入館料の減免）ですけれども、減免の規定の書きぶりが他の条例と少し違ったため訂正しています。

第8条につきましても不還付ということで、書きぶりを他の条例と合わせる形になっています。（1）、（2）についても、他の条例に合わせてということになります。

第8条の2につきましても、今回「利用者は、故意又は過失により文化館の施設、設備、備品又は資料を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」を新たに加えています。

第9条は、今まで8条しかなかったのが8条の2まで増えましたので、表現を「及び第8条」を「から第8条の2まで」としています。

最後別表になります。今までの書きぶりから、今回、他の条例の書き方に合わせて、利用時間、区分、入館料という形で整理をし、利用時間の方が9時から17時、個人の大人は1人1回300円、小・中学生はその半額の150円、団体（15人以上）は、大人1回200円、小・中学生100円という形で、小・中学生の個人がやや上がっていますが、税抜ですので、消費税が上がる分だけ上がるという形に整理をしています。

以上が琴引浜鳴き砂文化館条例になります。

続きまして、議案第49号「京丹後市立資料館条例の一部改正について」の説明をさせていただきます。こちらの方も新旧対照表をご覧ください。

第3条（職員）で、従来は「館長及び嘱託員を置く。」となっていましたが、「館長

を置きその他必要な職員を置くことができる。」という形で、実状に合わせて修正しています。

第4条（管理及び運営）は、従来は「市長」となっていますが、「京丹後市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」と、他の条例の定義と合わせています。

第5条の2（休館日等）を改めて設け、資料館の休館日及び利用時間は、教育委員会規則で定める。」ということを加えています。

第12条（入館料の減免）、第13条（入館料の還付）については、先ほどの鳴き砂文化館と同じような修正になっています。

裏面をご覧ください。こちらが別表部分になります。他の条例と同じように項目を利用施設、利用時間、区分、入館料とし、郷土資料館は利用時間を9時30分から16時、個人の場合は大人1人1回190円、小中学生1人1回90円、団体（合計15人以上）大人1人1回120円小・中学生1人1回60円とし、丹後古代の里資料館では、利用時間を9時30分から16時とし、個人大人1人1回300円、小中学生1人1回150円、団体（合計15人以上）大人1人1回200円、小・中学生1人1回100円としています。備考の方で、外税という趣旨のことを書いて、附則の方を付けています。

ただ、こちらの場合は、料金が変わったところの動きと、文言を修正した部分があるので、書きぶりが他の附則と変わっていますが、基本は、料金改定のことと、それ以外のことと分けて規定しているというところです。

金額の上がり方ですが、基本的には郷土資料館についてはやや、大人も子どもも若干下がって、古代の里については同じ数字ですが、消費税分が上がるという形の改正になっています。

以上、議案第49号を説明させていただきました。ご審議のほどよろしく願い致します。

<吉岡教育長>

議案第41号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」から議案第49号「京丹後市立資料館条例の一部改正について」までを一括説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いと思いますが、多いですので、質疑は議案ごとに行いたいと思います。

まず、第41号議案についてお願いを致します。

<久下委員>

使用料の不還付ですが、今までは3日前までなら還付するということがあったのが変わったという説明でしたが、何か不都合なことがあったのですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

これまでは、3日前まででしたら自己都合でもキャンセルができて、還付が受けられるということになると、社会体育施設は、たくさんの施設を予約されたりして、やっぱりこれは使わないからキャンセルとかいう形で、他の方の使用に影響が出るような予約や申請のあり方というのも、多くはないと思いますが、そういったこともなるべく防ぎたいということですし、他の施設では、3日前までなら自己都合でも還付ができるという規定がなく、体育施設だけこういう規定があったということで、この際統一を図るということで、そういったところまで便宜を図る必要はないのではないかとということで整理をさせていただきました。

<吉岡教育長>

加えてほしいのが、利用申込がいつからできるのかということです。

<引野理事兼生涯学習課長>

利用申し込みや予約につきましては、前月の1日からできるということになっています。当日でも、空いていれば予約なり申請ができるということで、なるべく、空いている以上は多くの方に使っていただけるような形にしていきます。

<野木委員>

1か月前からの予約でお借りできますよというのは、学校施設に限ったものなのでしょうか。確か、アグリセンターは3か月前ぐらいではなかったでしょうか。

<引野理事兼生涯学習課長>

体育施設については、前月の1日からということですが、アグリセンターについては、3月前の月の初日ということで、3か月前から申請ができるということに、施行規則の方でなっています。

<野木委員>

ということは、施設によって、予約のできる時期がまちまちだということですね。
分かったら後ほど報告していただいたら結構です。

<吉岡教育長>

暫時休憩します。

－休憩中－

<吉岡教育長>

休憩を閉じて開会します。

<引野理事兼生涯学習課長>

体育施設と社会教育施設とでは若干扱いが違ってまいいて、アグリセンターは施行規則で3か月前から使えるということです。実際、そのように運用しています。

公民館については、あらかじめとしか例規にはないのですが、1か月前の1日からということで、体育施設と同じ扱いをしています。

体育施設と公民館については、システムで予約ができることになっていまして、1か月前の1日からでないと言約ができないシステムになっています。アグリセンターは、実はそのシステムを入れていません。もともと農業関係の施設で、今の農業振興課が以前は所管していたこともあり、若干、教育施設とは違う位置付けであるということもあったかと思うのですが、システムは導入していないということですし、3か月前という規定になっていたということです。

<安達委員>

今まで無料で使うことができた体育協会などの団体にその説明をされたということですが、その時に、どのような反応がありましたか。

京丹後市はスポーツのまちづくりを進めているのなら、少しでも多くの方がスポーツができる環境にあるということが利用なのですが、それに逆行するように思うのですが、どのような反応でしたか。

<引野理事兼生涯学習課長>

いろいろなご意見が出てきまして、値上げはやむを得ないという意見もありました。使用した者が応分の負担をするのは当然のことですし、これまで、近隣市町と比較しても安い料金だったのですが、値上げすることについては概ね理解をしていただけているかなと思っています。

ただ、減免のことについては、これまで体育協会の場合は、加盟団体については通常の活動はこれまでから負担はしていただいていたのですが、体育協会として使用する時には、免除だったものが一部負担が出てくるので、スポーツを推進していくという市の方向性とは違うのではないかという意見も中にはありましたが、それも消費税の適正転嫁ということと、利用していただく方の受益者負担の公平性と言いますか、使わない方と使う方とでは、使う方に負担が出てくるのは当然という考え方が基本になりますので、そのあたりを説明していただいて、体育協会については一定理解をしていただいていると思っています。

関連したご意見として、使用料を取るのであれば、施設の維持管理をしっかりとしてほしいというご意見もいただいています。

<吉岡教育長>

それと、説明をさせていただいている段階では減免のことを説明できていないですね。

<引野理事兼生涯学習課長>

だいたい方向性は説明しました。

<吉岡教育長>

どの程度の説明ですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

通常の活動は有料ということですし、体協で使用する場合には、当時は50%という案だったのですが、今の案ですと75%と変わってきたのですが、一部負担はしていただくというような説明もさせてもらっています。

<吉岡教育長>

よろしいですか。たくさんあるので、また最後に質問等あれば時間を取らせていただきます。

次に、議案第42号について、ご質問、ご意見等ありませんか。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、議案第43号について、ご質問、ご意見等ありませんか。

<野木委員>

利用時間の区分で、この施設だけ午前中の区分が13時までとなっているのですが、何か特別な理由があるのでしょうか。

<吉岡教育長>

暫時休憩します。

— 休憩中 —

<吉岡教育長>

休憩を閉じて開会します。

<引野理事兼生涯学習課長>

いさなご工房については、開館時間が午前9時から午後5時までとなっていて、従来から半日300円という使用料の設定をされていて、今回も税別では同じく300円という中で、4時間ずつに時間を区分しないと300円という規定に当てはまらなくなるということで、半日4時間という設定をさせていただいているということ

です。

<野木委員>

続きまして、備考の2に営利目的で利用する場合は3倍相当という文言がありますが、すべてにこの文言があるわけではないですね。例えばこのいさなご工房で、営利目的で何か実際使われることはあるのですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

現行の条例では営利の規定がありませんので、実際に営利に貸し出しているかどうかというのは、把握はできていないです。

今回、営利利用を許可する施設としない施設というのを分けています。営利利用を許可していこうとする施設については、このいさなご工房と、アグリセンターや林業センターなどは営利を認めていこうというふうにしています。逆に、公民館と、学校、社会体育施設は、営利は認めていかない。

方向としましては、なるべく営利についても希望があれば貸し出しをして、その分、料金を3倍いただくという方向性で検討はしていたのですが、教育施設ですし、公民館についてはそもそも社会教育法で営利利用というのは認められないとなっていますので公民館は除外しましたし、学校についても学校施設ですし営利利用はそぐわないと思いますので、学校についてもその規定は入れていません。社会体育施設についても、社会教育施設に準じた扱いにすべきかなと思ひまして、体育施設は非常に予約段階で希望が重なるようなこともありまして、ここに営利を入れていくと、従来のスポーツ活動での使用に支障をきたしかねないということも考えられますので、社会体育施設についても教育施設の一つということで、実態も勘案しまして営利は入れていないということです。

その他については、どのような申請が出てくるは分かりませんが、一応営利も認めていくというふうに門戸を広げて、なるべく広く使用していただくという方向で、これは教育委員会の施設だけではなく全庁的にそういう方向で検討したのですが、そういった形で検討して整理をさせていただいたということです。

<野木委員>

そういう区分けがしっかりできているというのがよく分かりました。その中で、次のアグリセンターの方で言おうと思ったのですが、営利目的の場合は3倍の料金にし

ますよということですが、そういう営利目的に使っても良いという施設があるならば、私は料金を下げてもっと多くの営利目的の人でも施設を使っていた方向に持って行って、売上アップというわけではありませんが、そういうところで施設の改善の方に使えるのではないかと思います。3倍と言うと、除外のような、あまり使ってほしくないような感じに受け止められることもあるので、私は料金を安くしてでも多くの人に施設を使ってもらえるようにした方が良いのではないかと感じました。これは私見です。

<吉岡教育長>

次に、議案第44号について、ご質問、ご意見等ありませんか。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

続いて、議案第45号について、ご質問、ご意見等ありませんか。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

続いて、議案第46号について、ご質問、ご意見等ありませんか。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

続いて、議案第47号について、ご質問、ご意見等ありませんか。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

続いて、議案第48号について、ご質問、ご意見等ありませんか。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

続いて、議案第49号について、ご質問、ご意見等ありませんか。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

全体を通して、議案第41号から議案第49号まで、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

<田村委員>

今回の、大綱に基づいて統一をしてということで、これは致し方ないのかなと個人的に思います。もちろん、市民の方が安価に利用できるというのが理想ではありますが、今回の改正で、より安全性とか、維持管理にまずは重点を置いて、各施設の運営もしていただきたいと思います。

先ほども出ていましたが、営利目的で利用することを想定している施設としていない施設が、今のところあるようなのですが、利用料の減免等々に関してですが、公民館の利用等、特に自主的なサークルというのが、月謝を取って行う個人的な教室のような、そういう使われ方がされていないかどうかとか、本当に公益性とか、公民館サークルとして条件を満たしているのかというところに関しても、少し踏み込んで、不公平感のないように各施設の運用をお願いしたいと思います。これは要望です。

あと、今回の改正点とは少しずれるかも分かりませんが、特に学校体育館の利用に

関しての鍵の取扱いは暗証番号ですね。申請者に暗証番号を通知するのですよね。

<横島教育次長>

施設によって異なると思います。

<田村委員>

そこをしっかりと、あなたが暗証番号で鍵を開けて、鍵を閉じて、というようしっかりとした運用を。そうではない利用のされ方がされているということも聞きましたので。

言っただけかどうかわかりませんが、例えばどこかの教室がやっていて、急に先生が行けなくなったので『今日の練習は休みにします』というふうに連絡が行くが、『体育館は取ってあるので行ける子は使っても良いよ。暗証番号は何番です。』というメッセージがライン（LINE）で各親に流れているような、そういう利用の仕方は本来の趣旨からは外れるのかなと思います。でも今から鍵の番号のシステムを変えるのは難しいと思いますので、申請者の方に、あなたの責任の下やってくださいというお願いを、しっかりとさせていただきたいと思います。これも要望です。

<吉岡教育長>

他にはよろしいですか。

<久下委員>

先ほどいさなご工房で営利目的の話が出てきたのですが、今予定をしている施設がありましたけれど、今までそういう要望みたいなものは市の方にあったようなことはありますか。公民館だったら必ずお断りをしておられたと思うのですが、その他の施設でそういうようなことが、あったからこういうことをされていこうということになっているのか。

<引野理事兼生涯学習課長>

具体的なケースまでは覚えていないのですが、そういう希望はあります。教育委員会の施設の中でもありました。

<吉岡教育長>

付け加えますけど、私が知っている範囲では公民館、社会体育施設、大宮ふれあい工房で、営利目的で使いたいということが、申請ではなくて、そういう要望があったことはあります。お断りしました。

<引野理事兼生涯学習課長>

補足させていただきます。マスターズビレッジの施設につきましても、営利の規定は入れていません。先ほど説明させていただきかねましたが、この施設について京都府の施設として、営利利用は許可できないという京都府の意向がありましたので、マスターズビレッジの施設についても営利は外しているという状況です。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。

議案第41号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」につきましても、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、お諮りを致します。議案第42号「京丹後市公民館条例の一部改正について」につきましても、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、お諮りを致します。議案第43号「京丹後市いさなご工房条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、お諮りを致します。議案第44号「京丹後市マスターズビレッジ条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、お諮りを致します。議案第45号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、お諮りを致します。議案第46号「京丹後市アグリセンター大宮条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、お諮りを致します。議案第47号「京丹後市峰山林業総合センター条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、お諮りを致します。議案第48号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、お諮りを致します。議案第49号「京丹後市立資料館条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第50号「京丹後市スポーツのまちづくり推進本部設置規程の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第50号「京丹後市スポーツのまちづくり推進本部設置規程の一部改正について」を説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

京丹後市スポーツのまちづくり推進本部は、スポーツを通じた京丹後市の活性化を、市役所が全庁的に推進していくために設置しているもので、当設置規程でその「所掌事務」や「組織」等が規定されています。

今回、当規定第3条の「組織」について見直しを行うもので、これまでは副市長と

関係部長をもって組織され、教育長は組織には入っていませんでしたが、スポーツ観光イベントを所管するなど、教育委員会の関わりが増していることなどから、教育長を当本部の副本部長に、これまで副本部長であった教育次長を、本部員に位置付け、組織の見直しを図るものです。

なお、当規程の一部改正は、平成31年4月1日から適用するものとします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第50号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第50号「京丹後市スポーツのまちづくり推進本部設置規程の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、報告第6号「京丹後市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

報告第6号「京丹後市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

京丹後市スポーツ推進審議会は、「スポーツ基本法」及び「京丹後市スポーツ推進審議会条例」に基づき、スポーツの推進に関する事項について調査及び審議するために設置しているもので、委員の任期は2年間、現委員は令和2年5月6日までの任期となっています。

先の5月定例会で、前委員の退職に伴い、中学校代表の委員として、田辺健二氏の委嘱について承認をいただいたところですが、校長会から、平成31年4月の教職員の異動に伴い、小学校代表の委員の交替について推薦がありましたので、任期途中ですが、京丹後市小学校体育連盟会長、久美浜小学校長 山副雅彦氏を新たに委嘱するものです。

任期は、前任委員の残任期間とし、令和元年5月7日から令和2年5月6日までとします。

以上、よろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

報告第6号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いしたいと思います。

〈吉岡教育長〉

ないようでしたら、以上で第10回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

<閉会 午後7時00分>

[6月定例会 令和元年6月5日(水) 午前9時00分から]

[7月定例会 令和元年7月4日(木) 午前9時00分から]